

焼津市農業委員会 3 月総会議事録

1 日時

令和 6 年 3 月 1 5 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 2 時 5 0 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1 B

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	○	8	村松 章	○	1 5	杉本 芳郎	○
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	○	1 6	石野 恵一	○
3	小長谷 鈴枝	○	1 0	桜井 亮平	×	1 7	藁科 光生	○
4	河合 英夫	○	1 1	石田 芳雄	○	1 8	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	1 2	楢村 輝夫	×	1 9	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	1 3	村松 正二	○			
7	村田 忠夫	○	1 4	欠員	—			

4 事務局出席者

局長 油井光晴 主幹 鈴木博久 主査 高橋雅代 主事 清水健太郎

5 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について
第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について
第 3 号 農地転用届出事項の変更届について
第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による農地賃貸借の合意解約について
第 5 号 農業用施設証明願について
第 6 号 農地の利用目的変更届出について
第 7 号 転用等確認について

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について
第 3 号 非農地の判断について
第 4 号 農用地利用集積計画の決定について
第 5 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の意見聴取について

事務局	<p>開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。</p> <p>総員18名中、ただ今の出席委員は、<u>16名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。</p>
議長	<p>ただ今から令和6年3月総会を開会します。</p> <p>初めに、本日の議事録署名人を指名します。3番小長谷鈴枝委員、17番石野恵一委員の両名にお願いします。</p> <p>それでは、報告事項から始めます。</p> <p>報告第1号から報告第7号までを、一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【報告第1号から報告第7号までを朗読】</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑】</p> <p>質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第1号から報告第7号までを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、報告第1号から報告第7号までは、承認することに決定しました。</p> <p>続きまして、議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の番号28を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号28を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、田 1,825㎡、畑 1,544㎡ 計 3,369㎡</p> <p>労力は3人であります。</p> <p>申請地の場所は、市立大富小学校より南西へ約500mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人は、主に花卉栽培にて菊を栽培しております。</p> <p>今般の申請は、農業経営の規模拡大のため、申請に及ぶものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有及び今後の導入見込みの状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p>

池谷富士雄	<p>3月2日に大富地区委員で現地確認を行いました。</p> <p>前のスライドの写真のとおり、申請地は水田であり、取得後も水稲栽培を行うそうです。</p> <p>譲受人は現在菊の栽培を行っておりますが、水稲栽培の経験はほとんどなく、農機具保有状況からも申請地を耕作することができるか不安は残りますが、農機具は導入予定であり、提出された営農計画書においてもきちんと耕作していく意向が確認できたことから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号28を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号28は許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号29を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号29を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、</p> <p>田 3,439㎡、畑 2,219㎡、樹園地 5,818.64㎡ 計 11,476.64㎡</p> <p>労力は2人です。</p> <p>申請地の場所は、市立大富中学校より西へ約300mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、島田市にて水稲、茶、果樹と幅広く耕作を行っているところではありますが、農業経営の規模拡大のため、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 池谷富士雄	<p>ただいま事務局から説明があったとおりです。</p> <p>譲渡人が申請地の処分に困っていたところ、農協から譲受人を紹介され、売買に踏み切ったそうです。</p> <p>譲受人は島田市に在住し、お茶の栽培をメインに行っている方ですが、今回の申請地には、片道50分をかけて来るとのことで、本当に耕作ができるのか懸念がありましたので、3月8日の地区審査会にて譲受人をお呼びしてヒアリ</p>

	<p>ングを行いました。</p> <p>お話を伺ったところ、所有権移転後1年未満は、申請地隣地に居住している現在の所有者が管理のみを行い、その後順次譲受人が耕作、管理をするように切り替えていくとのことでした。きちんと耕作や管理をしていく意向を確認することができましたので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号29を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号29を許可することに決定しました。次に、議案第1号の番号30を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号30を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>労力は2人です。</p> <p>申請地の場所は、市役所大井川庁舎より南東へ約100mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲受人においては、申請地北側に隣接する土地に居住し、あわせて同所にて障害福祉サービス事業を行っているところですが、自家消費及び障害者就労支援に資するため、申請地の田を譲り受けて水稲栽培を行うべく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>耕作方法は現状と変わらず、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>現時点において、譲受人が経営する農地はありませんが、以前より申請地にて利用権の設定をせず耕作を行ってきており、今後の耕作方法等の営農計画が立てられ、耕作の内容から大型の農機具等も必要としないこと、申請地は居住地に隣接しているため、常時農作業に従事できると認められること、許可後も耕作状況の把握のため、利用状況報告を求めるとすることで、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 6番	<p>こちらの案件は、昨年4月の農地法の改正で下限面積が撤廃されたことにより許可が可能になった案件です。</p> <p>譲受人の現在の農地台帳上の経営面積は0ですが、隣接に居住し、現在すでにきちんと耕作を行っており、今後も継続して耕作と管理を行っていくことができると認められますので、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号30を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号30を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第1号の番号31を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第1号、番号31を朗読後、説明】</p> <p>売買による所有権の移転であります。</p> <p>譲受人の経営面積は、畑 1, 678㎡で労力は2人であります。</p> <p>申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地より北西へ約600mに位置している市街化調整区域内の農地です。</p> <p>譲渡人においては、申請地にてレモン及びミカン等の果樹栽培を行うべく、また譲渡人においては県外に居住しており、申請地の管理が困難であるため、これを譲り渡したく、今般の申請に及んだものであります。</p> <p>農地の利用状況は現状と変わることはなく、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。</p> <p>耕作の状況、農機具等の保有状況についても問題はなく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは静浜地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いいたします。</p>
地区委員 15番	<p>ただいま事務局から詳しい説明があったとおりです。</p> <p>譲渡人が県外に居住しているため、長期間耕作者が不在で、申請地は現在草が伸びている状態です。</p> <p>こちらの案件も先ほどの番号30と同じく、昨年の農地法の改正による下限面積撤廃の影響で、譲受人の耕作面積は現在3000㎡ありませんが取得が可能になりました。</p> <p>周辺農地への影響もなく、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第1号、番号31を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第1号、番号31を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の番号56を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【議案第2号、番号56を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、はばたき橋から北東へ約300mに位置している第1種に該当する農地です。</p> <p>本件は、上泉の農地58㎡について、倉庫敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p> <p>借人においては、申請地西側の宅地に住居を有し、居住しているところではありますが、申請地西側の宅地内に倉庫を建築しましたが、倉庫の一部が申請地である農地にかかる形にて施工されたため、住宅敷地の拡張にて倉庫敷地として利用したく、また是正を行うべく、本申請に及んだものであります。</p> <p>周囲の宅地等との一体利用による全体敷地面積は573.27㎡です。</p> <p>申請地の北側及び東側は貸人が所有する畑、南側は貸人が所有する田、西側は貸人が所有する宅地で借人の住宅の敷地となっております。</p> <p>なお、申請地については現況が宅地となっているため、始末書が提出されております。</p> <p>審査したところ、本案件は、第1種農地の不許可の例外規定であります「既存施設の拡張」に該当する案件であり、転用面積は既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
地区委員 19番	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>3月4日に相川地区委員で現地調査を行いました。</p> <p>申請地にはすでに倉庫がかかっており、その是正のために今回の申請に及びました。始末書の提出もあり、周辺農地への影響も少ないことから地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号56を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号56を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第2号、番号57を審議します。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第2号、番号57を朗読後、説明】</p> <p>申請地の場所は、市立大井川中学校より北西へ約800mに位置している第3種に該当する農地です。</p> <p>本件は、下江留の農地806㎡について、太陽光発電設備敷地として利用するために転用したいという申請であります。</p>

	<p>譲受人は太陽光発電事業を行う法人ではありますが、事業を行う適地を探していたところ、申請地は日照条件が良好であり、発電量が見込めることから太陽光発電施設の敷地として利用したく、今般の申請に及んだものであります。また、譲渡人においては、高齢であり、耕作管理が難しいことから本計画に同意し、申請地を譲渡するものであります。</p> <p>申請地の北側及び東側は水路、南側は道路、西側は宅地及び雑種地です。</p> <p>審査したところ、本案件は、第3種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。</p>
推進委員 岩ヶ谷逸穂	<p>ただいま事務局から詳しく説明があったとおりです。</p> <p>3月4日に地区委員全員で現地調査を行いました。</p> <p>譲渡人が管理が難しくなった農地を法人が取得し、太陽光発電敷地として利用したいという案件です。</p> <p>申請地は3種農地であり、周辺農地への影響も軽微であることから、地区審査では許可相当と判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第2号、番号57を許可することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第2号、番号57を許可することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号「非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【議案第3号を朗読後、説明】</p> <p>本件につきましては、昨年令和5年の8月から9月にかけて実施された農地利用状況調査において、東益津地区委員の現地調査により「再生利用が困難な農地」と判断された土地について、非農地として判断するものであります。</p> <p>番号1から番号178の土地は、山林化しており、農地への復元が困難と認められるため、非農地と判断することは問題ないと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。</p> <p>【質疑なし】</p> <p>質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第3号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なし】</p> <p>異議なしと認め、議案第3号を原案のとおり決定することに決定しました。</p>

	次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、決定をしようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第4号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第4号を原案のとおり決定しました。 次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とします。 本議案に関する村松達雄委員、杉本芳郎委員につきましては、本議案の採決が終わるまで、退室をお願いします。 【退室】 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案を朗読後、説明】 以上の計画申請の内容は、いずれも、経営面積、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしており、議案のとおり回答しようとするものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第5号を原案のとおり回答することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第5号を原案のとおり回答することに決定しました。それでは村松委員、杉本委員の入室をお願いします。 【入室】 以上をもちまして、令和6年3月総会を終了します。 ご協力ありがとうございました。